

2024（令和6年）

# 造園協便り

1. 2. 3月

第214号

一般社団法人 秋田県造園協会

## I 令和6年度（第49回）通常総会について



令和6年2月29日（木）16:00～ 秋田市「アキタパークホテル」で、造園協会の第49回通常総会が開催されました。

議長については、定款第16条により、会長がこれに当たると定められている為、会長が議長となり、就任あいさつの後、議事に入りました。

議案第1号 令和5年度決算報告については、審議の結果、全員一致で承認されました。

報告事項 6 件について説明し、全員一致で承認されました。

- (1) 令和 5 年度公益目的支出計画実施報告書について
- (2) 令和 5 年度事業報告について
- (3) 令和 6 年度事業計画について
- (4) 令和 6 年度収支予算について
- (5) 理事会への委任事項について
- (6) 借入金の最高限度額について

#### 【令和 6 年度事業計画】

##### ①造園環境緑化に関する展示普及活動

- ・ 県の森林祭等イベントの参加
- ・ 第 3 回「グリーン&フラワーフェスティバル」の開催

##### ②ボランティア活動

- ・ 「花とみどりのふれあいまつり」での冬囲い・冬期剪定等の講習会開催
- ・ 児童支援施設の敷地内除草等ボランティア活動

##### ③緑化行政に対する協力や関係行政機関との意見交換会の開催

- ・ 緑化関係団体等のイベントの参加（緑の募金運動、花いっぱい運動等）
- ・ 関係行政機関の職員を対象に、公園や街路樹の適正管理等についての講習会開催

##### ④広報活動

- ・ 機関誌「造園協だより」の発行
- ・ 中国甘肅省蘭州理工大学敷地内日本庭園作庭の記念誌作成

##### ⑤技術研修会の開催

- ・ 造園技能検定受検準備講習会の開催
- ・ 街路樹剪定士研修会の開催（資格認定、更新）
- ・ ロープ高所作業及びフルハーネス墜落制止用器具特別教育等の開催
- ・ 職場衛生教育等の開催

## II 日本造園組合連合会東北ブロック会総会について

第48回（一社）日本造園組合連合会東北ブロック会総会が令和6年3月7日（木）秋田市添川「秋田温泉さとみ」を会場に県内外52名の会員が集い盛大に開催されました。

開催県であります秋田県支部の佐藤支部長の開会のあいさつ並びに東北ブロック会相良ブロック長あいさつ、表彰式の後、議事に入り令和5年度経過報告並びに収支決算報告、令和6年度の予算案について審議し、原案どおり承認されました。



秋田県支部からは、特別表彰として佐藤榮氏（手形造園土木㈱）、優良表彰として柴山貞則氏（秋田造園土木㈱）、柴田敏和氏（古河林業緑化㈱）、須藤元氏（有翠松園）が表彰されました。

総会終了後、秋田県仙北市さくらアドバイザーの黒坂登氏を講師にむかえ講演会が開催されました。



【演題】：「桜樹を豪華に咲かせる」

【講師】：秋田県仙北市さくらアドバイザー 黒坂 登 氏

- ・専門分野は、樹木医で桜の樹勢回復及び保存管理
- ・平成2年～21年まで、角館役場（現在仙北市）職員として国指定名勝「檜内川堤の桜」や国指定天然記念物「角館のシダレ桜」の保護管理に従事

### Ⅲ 市民サービスセンター職員対象の「街路樹講習会」を開催しました

令和6年2月22日（木）に秋田市役所3A会議室にて市民サービスセンター職員の技術向上等を目的とした「街路樹講習会」が開催されました。

講 師：手形造園土木(株) 佐藤榮氏

受 講 者：7名



### 協会関連行事

|                       |                         |      |         |
|-----------------------|-------------------------|------|---------|
| 1月 5日 (金)             | 新年造園人の集い                | 東京都  |         |
| 1月16日 (火)             | 秋田市支部監査、理事会             | 林泉会館 | 秋田市支部長他 |
| 1月18日 (木)             | 造園連東北ブロック会第3回理事会        | 仙台市  | 佐藤支部長   |
| 1月23日 (火)             | 日造協東北総支部支部長会議           | 仙台市  | 正木支部長   |
| 2月 2日 (金)             | 建災防安全祈願祭                | 秋田市  | 鈴木副支部長他 |
| 2月 7日 (水)             | 監査、理事会                  | 林泉会館 | 会長他     |
| 2月15日 (木)             | 秋田市支部通常総会               | 林泉会館 | 秋田市支部長他 |
| 2月15日 (木) ~ 16日 (金)   | 日造協地域リーダーズ勉強会           | 沖縄県  | 会員      |
| 2月22日 (木)             | 街路樹講習会                  | 秋田市  | 秋田市支部長他 |
| 2月29日 (木)             | 県造協通常総会                 | 秋田市  | 会長他     |
| 2月29日 (木) ~ 10月1日 (金) | 造園連伊勢神宮奉納行事造園感謝祭        | 三重県  |         |
| 3月 7日 (木)             | 造園連東北ブロック会総会            | 秋田市  | 佐藤支部長他  |
| 3月 8日 (金)             | 林業トップランナー養成研修修了式 (代表のみ) |      |         |
| 3月22日 (金)             | 緑化推進委員会通常総会             | 秋田市  | 事務局     |
| 3月25日 (月)             | 第4回水と緑の森づくり基金運営委員会      | 秋田市  | 会長      |

### 4月以降の行事予定

|            |                  |       |  |
|------------|------------------|-------|--|
| 4月 5日 (金)  | 秋田市役所関係部局あいさつ回り  | 秋田市役所 |  |
| 4月 9日 (火)  | 林業トップランナー養成研修開校式 | 秋田市   |  |
| 4月20日 (土)  | 緑の募金街頭キャンペーン     | 秋田市   |  |
| 6月24日 (月)  | 日造協通常総会          | 東京都   |  |
| 9月 6日 (金)  | 日造協全国事務局長会議      | 東京都   |  |
| 11月 7日 (木) | 日造協総支部長・支部長合同会議  | 川崎市   |  |

## ☆ ペーパーレス化のお知らせ

○このたび当協会では以前から取り組んでおりますペーパーレス化の一環として、次号から「造園協便り」の紙面配布を終了し、協会ホームページへの掲載のみとさせていただくこととしましたので、お知らせいたします。

## ☆ 県からのお知らせについて

○秋田県建設部より

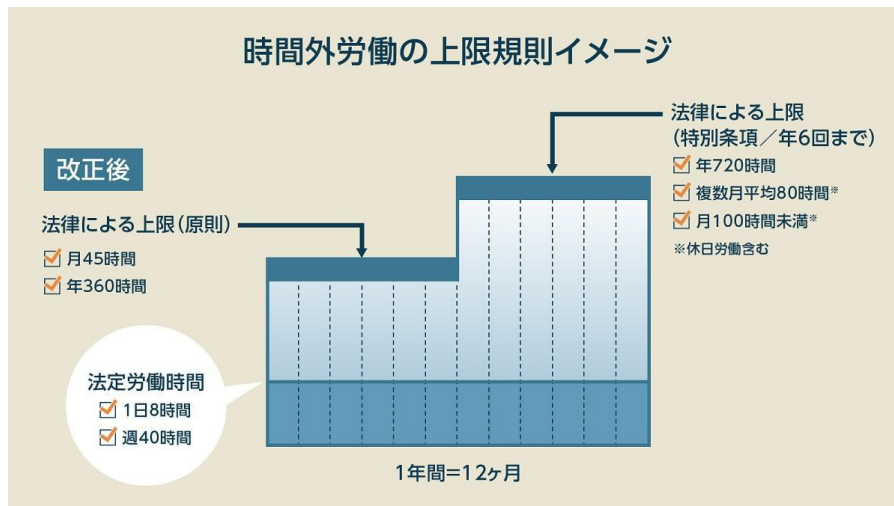
- ・令和6年度経営事項審査及び令和7・8年度適用秋田県建設工事入札参加資格審査の説明動画について（2/26）
- ・令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について（2/27）
- ・秋田県が発注するモデル工事等の要綱類の一部改正及び令和6年度の発注・取組方針について（3/11）
- ・建設工事等におけるガス管損傷事故の防止及び住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（3/14）
- ・令和5年度建設工事下請負等実地調査の結果について（3/18）
- ・秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用についての一部改正について（3/25）
- ・秋田県建設工事入札制度実施要綱等の一部改正について（3/25）
- ・建設DX加速化事業費補助金交付要綱と建設DX加速化事業実施要領の一部改正及び令和6年度建設DX加速化事業募集要項の制定について（3/26）
- ・企業集団内の出向社員に係る管理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（3/27）
- ・管理技術者制度運用マニュアルの一部改正について（3/29）
- ・建設工事の予定価格事後公表のモデル的試行について（3/29）

○秋田労働局より

- ・令和6年度「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」について（3/4）

## ☆ 建設業の2024年問題

- ◆建設業猶予措置が廃止され、労働基準法における「時間外労働の上限規制」が、2024年4月から建設業にも適用されます。これからは、建設業においても長時間労働の是正に向けた取り組みに注力していく必要があります。



時間外労働というのは、いわゆる残業時間のような法定時間（1日＝8時間、1週間＝40時間）外で労働することを指します。

時間外労働については、例外的に「臨時的な特別の事情がある場合」には、上記の原則以上に時間外労働をさせることができます。

この場合、年間6カ月以内は、時間外労働を年720時間以下、直近2～6カ月平均では80時間以下（休日労働含む）、1カ月だと100時間未満（休日労働含む）にすることができますが、あくまで臨時的なものであるため、年間を通じて行えるわけではないことに注意が必要です。

これまでは、建設業の時間外労働については、使用者と労働者の間での時間外労働や休日労働をすることについての協定（これを36（さぶろく）協定といいます）を結んでいれば、時間外労働などの上限自体はありませんでした。

しかし、2024年4月からは、上記で記載した時間を超えることができない仕組みになるというものです。

そして、ここが労働基準法における大きな改正点になるのですが、この労働時間の上限規制を守らなければ、労働基準法第119条違反により「6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金」に処せられます。

また、労働基準法違反での事案については、インターネット上にて名指しで公表されますので、企業の社会的な信用度が暴落することにもなり、非常に大きなダメージを企業として受ける可能性があります。

☆ 令和4年1月2日からは

# 墜落制止用器具

をご使用ください！！



### 主な変更点

①安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更  
※性能基準も変更となったため、安全帯として使用していたものは原則使用することができません。

| 安全帯           |    | 墜落制止用器具       |
|---------------|----|---------------|
| 胸ベルト型（一本つり）   | ○→ | 胸ベルト型（一本つり）   |
| 胸ベルト型（U字つり）   | ✕→ |               |
| フルハーネス型（一本つり） | ○→ | フルハーネス型（一本つり） |

②フルハーネス型の使用が原則は

※ただし、高さが6.75m以下の場合には「胸ベルト型（一本つり）」を使用できます。

③特別教育の義務付け  
 以下のいずれにも該当する業務を行う場合は特別教育を受講してください。  
 1.高さが2m以上の箇所  
 2.作業床を設けることが困難なところ  
 3.フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

墜落制止用器具の規格第9条に基づく「適切な表示」が無いものは、必要な性能を有していないおそれがあり、法令違反となります。

### 「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

|                       |   |
|-----------------------|---|
| <b>墜落制止用器具<br/>本体</b> | 種類：フルハーネス型又は胸ベルト型<br>製造者名：〇〇社<br>製造年月：20〇〇年〇月             |
| <b>ショックアブ<br/>ソーバ</b> | 種別：第一種又は第二種<br>最大自由落下距離：〇.〇m<br>使用可能な重量：〇〇kg<br>落下距離：〇.〇m |



## ☆ 「安全衛生特別教育」が必要です

以下の労働者は、特別教育（学科 4.5 時間、実技 1.5 時間）を受けなければなりません。

- ・墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは高さが 2m 以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）などの業務をいいます。

## ☆ 三脚の安全使用後付金具の取付の義務化について

すべての三脚に 75 度以下に保つ後付金具を取り付けて、使用しないと労働安全衛生規則（第 528 条）違反に問われる可能性があります。



長谷川工業  
「GSC-240T 閉じ止め金具」



ハラックス  
「用心棒」



ピカコーポレーション  
「GM-FS たたまれ止めパイプ」

## ☆ 造園連みどり福祉制度の給付内容の変更について

令和 4 年 3 月 29 日に開催された第 4 回理事会において、みどり福祉制度の今後の運営について検討し、令和 4 年度より以下のように給付内容が変更されました。

造園連の組合員であれば給付対象になりますので、該当される方は秋田県支部への速やかな手続きをお願いします。

|   | 種 類                   | 給付金額等    | 添 付 書 類                     |
|---|-----------------------|----------|-----------------------------|
| ① | 死亡給付金                 | 10,000 円 | 住民票 1 通、又は死亡通知・会葬礼状でも可      |
| ② | 災害見舞金<br>地震・火災<br>風水害 | 10,000 円 | 公的機関の証明書 1 通、又は造園連指定の確認書でも可 |
| ③ | 事業継承<br>勇退感謝状         | 感謝状      | 各種変更届（様式第 4 号）              |

☆ 県造協のホームページにもいろいろな情報が載っていますので、  
ぜひご覧ください！！

<http://akita-kenzokyo.com/>

#### ユーザーの皆様へ 造園ワンポイント情報

○「コンクリートの床は鉢植えに大敵」

ベランダ栽培では、コンクリートの上に直接鉢を置く光景がよく見られます。しかし、これでは植物はうまく育ちません。夏のベランダが焼けるように熱いことからわかるように、コンクリートは太陽の熱を吸収して温度があがります。その上にある鉢や土の温度もぐんと上がります。そのため根を傷めるのです。またコンクリートの照り返しは、葉焼けをおこします。

この場合は、コンクリートの上に人工芝を敷いたり、すのこや棚を設けて、鉢との間に隙間ができるようにするといいでしょう。

なお、棚の材質は、プラスチックの棚ではなく、なるべくなら木の棚を選ぶといいでしょう。木は水を吸収して保つので、鉢を乾燥から守ることができます。

(造園連：庭師の知恵ことわざ辞典より)

#### 事務局から

新年度に入り、会員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

1月1日の能登半島地震では多くの方が亡くなり、ご冥福をお祈りすると共に被災された方々にお見舞い申し上げ1日も早い復興を願っております。

協会としましても秋田魁新聞社を通じて義援金を送った次第です。

今期は暖冬で雪が少なく、除雪に係わっていらっしゃる会員には期待外れとなったことと思いますが、これも地球温暖化の影響で、緑環境の創成に携わる我々造園業の果たすべき役割の重要性が浮き彫りとなりました。

このことから本年度は植物を扱う建設業である造園業を広くPRし、公共事業等の受注を増やしていきたいと思っておりますので、会員の皆様方には今後ともよろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

(K・O)